

平成19年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成19年3月19日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成19年3月19日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(22名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 安本 貞敏君 | 3番 土手 正喜君 |
| 4番 平野 和生君 | 5番 荒川 政義君 |
| 6番 浜戸 信充君 | 7番 杉山 藤雄君 |
| 8番 神岡 光人君 | 9番 田村 三郎君 |
| 10番 伊藤 秀行君 | 12番 平村 真成君 |
| 13番 魚谷 洋一君 | 14番 松井 岑雄君 |
| 16番 広田 清晴君 | 17番 魚原 満晴君 |
| 18番 富田 安英君 | 19番 木村 潔君 |
| 20番 中本 博明君 | 21番 平川 敏郎君 |
| 22番 田中隆太郎君 | 23番 小田 貞利君 |
| 24番 尾元 武君 | 26番 新山 玄雄君 |

欠席議員(2名)

| | |
|-----------|------------|
| 2番 伊東 梅芳君 | 25番 久保 雅己君 |
|-----------|------------|

欠 員(2名)

事務局出席職員職氏名

| | |
|------------|-------------|
| 事務局長 坂本 薫君 | 議事課長 木元 真琴君 |
| 書記 河井 敏博君 | 書記 平田富久代君 |

書 記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|--------|---------------|--------|
| 町長 | 中本 富夫君 | 助役 | 椎木 巧君 |
| 収入役 | 吉村 正晴君 | 教育長 | 平田 武君 |
| 公営企業管理者 | 川田 昌満君 | 総務部長 | 村田 雅典君 |
| 総務課長 | 吉田 芳春君 | 政策企画課長 | 中野 守雄君 |
| 財政課長 | 奈良元正昭君 | 健康福祉部長 | 馬野 正文君 |
| 産業建設部長 | 岡村 春雄君 | 環境生活部長 | 村田 章文君 |
| 久賀総合支所長 | 野口 菊義君 | 大島総合支所長 | 山本 治君 |
| 東和総合支所長 | 鍵本 一和君 | 橋総合支所長 | 中河 美昭君 |
| 教育次長 | 布村 和男君 | 公営企業局総務部長 ... | 河村 常和君 |
| 税務課長 | 橋本 澄夫君 | | |

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。久保雅己議員、伊東梅芳議員、両議員から欠席、木村潔議員、広田清晴議員から遅刻の通告を受けております。

9日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

. . .

日程第1 . 一般質問

議長（新山 玄雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が4名でありますので、通告順でございますけれども、ただいま広田議員から遅刻ということなので、広田清晴議員の質問は一番最後に回しますのでもよろしくお願いをいたします。

最初に、1番、安本貞敏議員。

議員（1番 安本 貞敏君） それじゃあ一般質問させていただきます。大きくは3点お尋ねさせていただきます。

まず、最初でございますけど、周防大島町の防犯体制について、どのようになっておるのかお尋ねさせていただきます。

少子高齢化が進む中で、町民が安心して暮らせる町として、警察などとの連携体制はいかに取り組んでおられるのかお尋ねさせていただきます。それと、警察の再編などについて情報があれば教えていただきたいと思っております。

住民の方々の声で、大島警察署、本署でございますが、これが何か柳井と一緒にするというようなことで、警察がまたなくなるとなお私ら不安じゃがというような声も聞かれます。この点について、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。

それから2点目でございますが、やはり高齢化の進む中で、大島郡の柑橘を中心といたしました農業への取り組みについてお尋ねをさせていただきます。

1つ目には、農道、みかん園の農道あるいは園内道を主とした整備事業がありますが、この補助事業についてはどのように進んでおられるのかお尋ねさせていただきます。それと、優良園地など大変最近虫食い状態と言いますか、荒廃、放任、荒廃、こういった園地が見受けられますけれど、今後においてどのように存続をするようなお考えをお持ちなのかお尋ねをさせていただきます。

それと、今いろいろと優良品種への取り組みが話題となっておりますけれど、今後においての優良品種への取り組みをどのように推進していかれるのかお尋ねさせていただきます。

それと、3点目でございますが、周防大島町管内におけるいわゆる税と言いますか、こういったものの滞納の実態についてお尋ねさせていただきます。

まず、その1つとして上下水道、いろいろありますけれど上下水道料とあるいは町営住宅、国保、学校給食費、その他税金等に対するものの滞納の実態はどのようになっているのか、数値をお示しいただきたいというふうに思います。

それとまた、滞納者への徴収はどのように進めていかれるおつもりなのかお尋ねをいたします。新年度予算でも、説明にもありましたけれど、改めてまたお尋ねをさせていただきたいと思えます。

以上、大きく3点についてお尋ねをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、安本議員さんの御質問にお答えいたしますが、防犯体制についてでございますが、議員さんお尋ねの町民が安心をして暮らせるまちといたしまして、警察などとの連携体制についてでございますが、最近の事件や事故の情勢を見ますと、右肩上がりが増加しております刑法犯の発生件数がようやく減少傾向をたどってるわけでございます。

そうした反面、また住宅に侵入したり自動販売機を壊したりしてお金を盗む窃盗事件や、あるいはまた悪質な訪問販売者によります各種トラブルなどが発生をしているところでございます。

そうした厳しい情勢を踏まえまして、今本町では、自分たちの町は自分たちで守ろうという気運が高まる中で、大島郡4町の合併後他の地域に先がけまして、周防大島安全安心のまちづくり推進協議会というものを立ち上げたわけでございます。

無理をせず、身近なことからコツコツとを基本姿勢といたしまして、警察などと連携体制を密にしながら、各地域の防犯指導員等が中心になりまして夜間の巡回パトロールや各種防犯活動に

取り組みまして、子供からお年寄りまでのすべての住民が元気に課題の一つに揚げ、防犯のないまちづくりの実現には、交番や駐在所の果たす役割は大きなものがありますが、本年4月から安下庄交番が駐在所になるという情報に接しております。

交番から駐在所になっても、引き続き地域の身近な出来事や地域住民の意見、要望の把握と問題解決のためになお一層防犯活動等に取り組んでいただけるものと確信をしておるところでございます。

また、県警において取り組んでおります安心安全ネットワーク事業で、交番等に警察官あるいはまたOBを活用いたしまして、交番相談員を配置をしていただきまして、交番の警察官がより多くの時間をパトロールに当てることによって犯罪の抑止力や検挙率の向上を図りまして、安全で安心してらせるまちづくりの実現のため、交番相談員等を町内の交番や駐在所へ派遣していただきまして、交番の充実強化が図られるよう県警等に要望してまいりたいというふうに思っております。

それから、柑橘についてございまして、大島の柑橘を中心とした農業への取り組みについての御質問でございますが、本町の基幹産業であります農業、とりわけ大島みかんにつきましては、担い手の高齢化、女性化の進行や後継者不足、みかん価格の低迷傾向等によりまして労働力の弱体化が進み、耕作放棄地がふえてきております。

まず、御質問の事項の1の農道、園内道を主とした整備計画の進行状況についてでございますが、本町では農道につきましては、単県農山漁村整備事業によりまして計画的に整備をしております。

また、園内道につきましては、単県事業であります「やまぐちの多彩な園芸産地育成事業」を活用いたしまして、園内作業道整備はもとより根域の制限栽培、マルチであろうと思いますがそうしたシステム、あるいは防風施設等の小規模基盤整備を充実をしておるわけでございます。

特に、この事業を活用した園内作業道の施設については、平成16年度が2,530メートル、それから平成17年度が1,709メートル、平成18年度見込みといたしましては952メートルとなっております。今後も、園内作業道整備によりまして機械、あるいはまた省力化を図りながら生産基盤の整備を推進していきたいというふうに思っております。

次に、質問事項の2番目の優良園地の維持と保存方法についてでございますが、農業の担い手の定着、育成支援組織といたしまして、平成18年4月周防大島担い手支援センターを設置いたしました。センター業務の機能の中で、農地の流動化を推進をいたしまして、園地の確保を図っております。

高品質の果実が生産できない栽培不適地を、産地の中で明確にいたしまして、他品目への転換、伐採等を行い、適地適作を基本とした優良品種への改植を促進をいたしまして、優良園地を維持確保に努めていきたいと考えておるわけでございます。また、担い手といたしまして認定農業者

をさらにふやしまして、優良園地の維持確保を図りたいと考えております。

次に、御質問の第3でございますが、優良品種への取り組みと推進方法についてであります。価格が低迷をしている伊予柑等の園地につきましては、大島郡柑橘振興協議会が中心となりまして県のオリジナル品種の「せとみ」ですね、や、「南津海」などを優良品種として位置づけまして、積極的に改植を推進をしておるわけでございます。

これまでに、「せとみ」の早期産地化を推進をしまいましたが、現在「せとみ」の栽培面積につきましては推計で約38ヘクタールとなっております。栽培本数も3万本を超えておまして、平成18年産の「せとみ」の生産量は約13トンとなっております。

さらに栽培面積の拡大を目指すために、栽培に関する研修会や講習会の開催、栽培実証補助の設置等を実施することによりまして、「せとみ」を中心とした優良品種への改植推進を図りながら栽培技術、担い手の確保、ひいては優良柑橘産地の拡大に努めていきたいと考えております。

本町は、柑橘生産量の約8割を占める、県内最大の柑橘産地でございます。今後も、柑橘を中心とした農業振興を最重点課題といたしまして、県、農業等の関係機関と連携を密にしながら諸施策を総合的に推進をしていきたいと考えております。

それから、3番目の御質問でございますが、大島管内の滞納の実態についての御質問でございます。

次に、上下水道料、町営住宅、あるいはまた学校給食費とか国保税、町税等の滞納実態の数値はどうなっているかという御質問でございますのでお答えをいたしますが、税及び税外収入金の滞納の数値につきましては、昨年の11月号の広報で発表しているところですが、17年度決算数値で6税9料目の滞納総額は2億5,328万円と膨大な額に上っておるわけでございます。

滞納者数については、税料目別の実数合計で2,600人程度となっております。この内訳につきましては、町民税、固定資産税の5町税で実数が1,212人、9,854万円、これは全体の39%を占めております。同様に、国保税は390人、8,294万円、これが33%、それから簡易水道料が604人で3,012万円、12%、それから住宅使用料は130人で2,870万円、11%、保育料は29人で594万円、2.3%、それから介護保険は118人で483万円、1.9%、集落排水下水道は109人で150万円、これは0.5%でございます。その他は、給食費が5人で19万円を含めまして68万円でございます、これが0.2%となっております。

次に、滞納者への徴収はどのように進めていくのかということでございますが、三位一体改革の影響による地方交付税の削減に伴う危機的な財政状況や東部地方税整理組合の解散、あるいはまた所得税から住民税への税源移譲や国保税の税率の改正等税務行政を取り巻く厳しい状況の中で、適正課税と適正徴収の確立は論を待たないところでありますが、特に納税秩序の維持、負担

の公平性の観点から、徴収事務の重要性はどの市町村においても喫緊の課題となっているところでございます。

このような状況のもとで、昨年度まず決算審査等において、議会、委員会及び監査委員の皆様から、また国保税の税率改正時には国保運営協議会の委員の皆様から、滞納対策の厳正な対応についての御指摘を受けてきたところでございます。これに対応すべく、集中改革プランに基づきまして平成18年4月から税務課に徴収対策班を設置をしたところでございます。

この主な内容は、税及び税外収入の徴収を一括して扱う総合徴収体制とし、さらに滞納者の情報や瞬時に検索、共有できる滞納支援システムを導入したところでございます。また、徴収事務研修への職員派遣、議会への輕易の専決処分の追加依頼をお願いをしたところでございます。

本町の滞納整理の方針につきましては、昨年から「滞納は不公平、滞納者ゼロを目指します」の統一標語を掲げておりまして、納税意識の啓発を図るとともに、今後の徴収への取り組みを、町広報誌によりまして4回シリーズで既にお知らせをしているところでございます。

どのように徴収を進めていくかということにつきましては、大きく2つの方針を考えております。

まず第1点といたしましては、滞納される方はいろいろな理由によりまして余儀なく納められない場合もありますので、いままでどおりきめ細かな納税相談を進めまして、滞納理由等の実態を把握しながら早期に計画的な納付を促すこととし、新規の滞納者をふやさないことに重点を置きながら進めてまいりたいと考えております。

第2点といたしまして、既に滞納があるものにつきましては、財産調査等を広範に実施をいたしまして、法令に準拠して各段階の手續を踏みながら処理を進めてまいりたいと考えております。

この過程において、納められると思われるのに納めない常習の悪質滞納者に対しましては、関係各課及び関係機関との連携のもとに法的措置の実施に踏み切りたいと考えております。これは、平成19年度当初予算において所要の予算措置をしているところでございます。

納税は、国民の三大義務として憲法にも明示をされておるところであります。大多数の善良な納税者の方の心情に思いを致すとき、適正課税と適正徴収の基本原則を旨といたしまして、法令順守と説明責任を果たしながら納税秩序の確立に努めてまいりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 安本議員。

議員（1番 安本 貞敏君） 私、地元安下庄の交番が学校の周辺にできて非常に喜んでおるわけですが、先ほど町長さんの方からお答えがありましたけれど、あれが今度駐在所になるということで、多分御夫婦の方での警察官が常駐されるんであろうと思うんですが、非常に建物は立派なのができるんですが、いつ通っても留守が多かったということでございます。

やはり、子供さんからしましても、また大人からしましても、警察に警察官が座っておられるというのを見るだけでも安心して言えますかそういう気持ちが起きるものでございますけれど、その辺の今度状況変わってくるということで非常に喜んでおりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それと、大島大橋を渡って入ってくる大島側のところに、いわゆるテレビカメラというか防犯カメラというかカメラが設置してあるというのを聞くんですが、今度もし何か悪いこととしてその犯人が出るという場合、一応カメラで特定ができるわけでしょうけれど、捕まえるというかこれをひとつ私ども素人が思いますのには、旧大島、橋を渡ったところの元トイレ休憩する場所がありましたけれど、ああいったところで1つの関所と言いますかこういうなのも設けてあるということであればまた、犯罪を犯す方としてもやはり脅威を感じるのではないかなというような感じもいたしますので、あわせてまたひとつその辺もまた関係機関とひとつ御検討いただきたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それと、柑橘中心の農業でございますけれど、最近農家の声を聞いてみますと、優良品種へ取り組んで農家の所得を上げていくという考え方非常にいいわけなんです、どうも末端の指導が欠けておる。いわゆるこういうところは「せとみ」を植えてもいい、あるいはこういうところは「南津海」がいい、そういうようないわゆる園地によってのここはやれ、ここはやんなという指導がどうもなされてない。

さらには、細かく言いますとこういう品種は水分が要る品種だと、水が要る品種だと、これであつたらいわゆるかん水ができるように水のないところはつくってはだめだというようなこういった細かい、きめの細かい指導が最近私どもこう聞いておりますと足りないような感じもいたしますけれど、せっかく町の方としても非常に尊い財源で助成をして優良品種を接いだり苗木を植えたりいろいろ補助しておられるわけなんで、農協あたりとその辺も少し詰められて、早期にひとつ優良品種を産地の育成になるように両方で話し合いながらひとつ進めていっていただきたいというふうに思ひます。

それと、税の問題でございますけれど、これ私最近聞いた話なんです、地元の方の子供さんが県内のある市に住所を置いて勤めておられるわけなんです、そのいわゆる市民税と言いますかうかつにちょっと忘れておつたということでしょうけれど滞納しておつた、約2万円程度の税金だそうですが、これが果たしていいか悪いかは別の問題として、その滞納した金額のものがあつた銀行で差し押さえになつておつたと。親がそれを知つて、いわゆる本人名義の定期の証書ですけどそれが差し押さえになつておつたというような実態がございます。

これが、今申し上げるようによいか悪いかは別として、市の方もそのぐらいやっぱりシビアな目を向けて滞納をさせない、いわゆる収納率を上げるということで努力をしていっておる例もご

ざいますので、この点もあわせてまたいろんな方策に取り組んでいただいたらというふうに思っております。

なかなか厳しいときでございますので、税金も払うのは大変だろうというふうな気もしますが、やはり税というのはみんな、国民である以上はやはり払わなくてはならないというような気もいたしますので、この点でやはり滞納者には優しく親切にひとつしていただいて、全員が払っていただくような方策をとっていただきたいというふうに思います。もう一度ひとつ、その3点お答えいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 防犯につきましては、やはり安本議員さんのお説のとおりでございますが、だれでも思うことはやはりこの島が橋でつながれておることであろうかと思っております。したがって、あそこのたもとを強化すればある程度の防犯になるということで、既に防犯カメラは据えてあるというように承っております。

それから、また近々のうちにやはりそうしたことを踏まえて橋の強化をさらに充実をしたいということで、いろいろな今検討がなされておるようでございます。したがって、県警におきましても橋の充実につきましては格段のまた御支援があるというふうに私ども願っておりますし、そうなることを期待をしておるわけでございます。

それから、柑橘につきましては御専門でございますのであえて私が申し上げるまでもございませんけども、せっかくこの大島産地再生プラン21というものがございまして、これが22年までにそれを完成させるという1つの目標を定めて今進んでおるわけでございます。

したがって、今のところはやはり「せとみ」を中心にしてこの「せとみ」とか、あるいはまた他の優良系統、高糖系のみかんを植えて大島みかんの産地の再生を図ろうとしておるわけでございます。

これも、いずれもの適地でやるというわけではないわけでございまして、やはり適地適作ということになるかと思っておりますので、そうした面はまたいろいろと御指導いただかなければならないと思っておりますけれども、愛媛県におきましても、旧伊予柑が大変一時は旺盛でありましたけれども、今大変これが落ちてきたと。

しかしながら、いずれはまた伊予柑も必要になる時期があるだろうということからいたしまして、四国におきましては、四国と言いますか愛媛におきましては伊予柑はある程度つくっておるようでございます。

したがって、大島郡にしても今までの柑橘が大変もう余り好ましくなかったということで、今大変荒廃になってきておりますが、恐らくこの産地再生プランが生きてきまして今後また大きな産地というものができてくるだろうと。山口みかんの中心でございます。自然的条件も大変す

ぐれておりますので、そうしたものが生き返ってくる、夢をもう一度ではございませんけども、恐らく大きな産地になるだろうというに私も大いに期待をしておりますし、そのためにはやはり、農協も一本になりました。町も一本になりましたので、私ども大変こう支援をするのがしやすくなりましたので、そうしたものをバックアップしながら産地の形成を図っていきたいというふうに思っております。

それから、3番目の滞納者でございますが、この滞納者につきましてはいろいろ大きな滞納額があるわけございまして、この滞納される人々の心情を思うときにいろいろなケースがあるわけでございます。

今仰せの御質問の中にもありましたが、そうしたケースもあろうし、あるいは遊ぶ金はあっても税金は払わんというようなことでいろいろなケースがあるわけございまして、私どもいたしましてはそこらを十分斟酌いたしまして、状況等も十分踏まえまして滞納のないような町をつくりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 安本議員。

議員（1番 安本 貞敏君） 最後に、もう一、二点お尋ねさせていただきます。

柑橘の面でございますけれど、先般の振興大会の資料を見ますと値段はよかったと、柑橘も非常に価格がよかったということでございますけれど、生産量からすると資料では前年対比53%ぐらいしか量がなかったということでございます。

やはりここは何が問題なのか、いわゆる隔年欠果をさせないためにはどうすればいいか、例えば樹別交互とかいろんな方法が、新しい技術がありますけれど、こういったものをやはり積極的に取り組んでいただいて量を減さないようにしていくというのも1つの考え方ではなからうかというふうに思っております。

優良品種を入れるのもいいんですけど、レギュラーとか青島とかいった品種あたりの今ある現状のものをやはり維持していくという考え方でやはり総体的な水揚げをふやす、金額をふやすというのも大事なことじゃなからうかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと最後ですが、いわゆる税の問題でございますけれど、やはり先ほど町長さんお答えいただいた中にありました保育料、あるいは給食費、こういったもの私どもまだ不勉強でございますけれど、ある程度卒園する、あるいは卒業するとそれは何年かすると時効になるんじゃないかなという気がいたします。

そうしたときに、まじめに払っておられた方が滞納者に食べらしてやったというような考えにもなるんじゃないかなという気がいたしますが、今も町長さんおっしゃられたように払わずに贅沢三昧をするとこういうような御父兄の方もおられるようですので、ひとつ相手を見ながら進

めていただいて、まじめに払っていただくようなことを進めていただきたいというふうに痛切に思うわけでございますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で安本議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、23番、小田貞利議員。

議員（23番 小田 貞利君） 3点について質問させていただきます。

初めに、観光の対策についてですが、本町では約80万前後の観光客が来島しており、1つの大きな産業となっております。にもかかわらず、雑木雑草が道にはみ出している場所やフェンス等が倒れかかっている場所等があり、景観が損なわれておりこのまま放置するには問題があり、大島は汚いなどの悪い噂が出る前に対応すべきと考えておりますが、町ではどのようにお考えか質問をいたします。

次に、漁港、道路の維持管理についてですが、本町には35の漁港があり、港湾、船だまり等を含めると60以上が点在をしております。また、県道は107キロ、町道476キロと広範に及んでおりますが、これらの維持管理に必要な経費は年間どのくらいとお考えでしょうか。19年度予算に計画されている予算では賅えないと考えておりますが、この対応をどのように考えているかを質問いたします。

最後に、漁業振興についてですが、水産庁では県レベルでの資源回復計画を行っております。本町でも、マダイ、ウニ、ヒラメ等の放流事業、水産振興には力を入れていただいておりますが、根つき魚介類が激減しているのが現状でございます。旧町時代に行ったナマコ礁は、ナマコのみならずアワビ、サザエ、メバル、カサゴ等の根つき魚介類が効果があらわれており、岩ガキのような今まで生産がされていなかった副産物も生んでおります。

小規模漁業が中心の本町では、投石を中心とした漁場の造成が必要であり、効果があると考えておりますが、今後の本町での漁場造成をどのように考えているかを質問いたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、小田議員さんの島内の観光対策についての御質問にお答えをいたします。

道路に雑草がはみ出しまして、景観を損ねているのではないかとということでございます。町道の維持管理に係る草刈りにつきましては、幹線道路を中心といたしまして年1回から2回を実施をしておるわけでございます。

しかしながら、議員仰せのとおり雑草等の繁茂が見受けられる箇所もあるのが実情でございます。今後とも、安全性及び景観を考慮しながら、また財政状況を考慮しながら予算の範囲内で適

正な維持管理を実施をしていきたいと考えております。

なお、観光客が一番通行することが多いのが国道の437号線でありますので、議員さんの御意見を踏まえながら、この方につきましては県にも要望してまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目の漁港等の維持管理についての御質問でございます。

本町には、12の漁港がございます。漁港によっては、数地区に分かれていますので、御質問のありましたとおり35の地区の漁港があるということになります。県が管理をしております漁港は、区域といたしましては10カ所でございますが、漁港同様数地区に分かれているところがありますので、漁港・港湾区域を合わせますとかなりの港数になるうかと思われま。

漁港及び港湾以外にも、町、県ともに海岸沿いに護岸や離岸堤などを配置をして、背後用地を防護する海岸保全区域を設定をしております。町が41カ所、県が37カ所、漁港や港湾と合わせて管理をしているところでございます。

また、道路について申し上げますと、県道が107キロと国道が36キロにつきましては県が、町道の476キロにつきましては、町がそれぞれ経費を充てて維持管理をしているところでございます。

まず、町が管理をしております漁港及び海岸保全施設の平成19年度の施設管理費について申し上げますと1,439万5,000円となっておりますが、この経費は樋門や陸閘の管理委託料や、漁港照明灯等の電気代、あるいはまたトイレ、水道料等の経常的な経費と、外灯修繕費や施設の維持補修費などからなっております。

このうち、御質問に関連する経費といたしましては、維持補修工事費の700万円となっております。この保守と工事の予定箇所は、地域等から改良や補修の要望があった箇所のうち早期対応が必要と思われる箇所や、要望の有無にかかわらず維持管理上補修等が必要な箇所等としておりますが、これらすべてを当該予算の中で対応することは困難と思われるので、緊急度の高い箇所から対応するなど現予算の中で実効ある管理を行っていかねばならないと考えておるわけでございます。

次に、町道の維持管理費について申し上げますと、平成19年度には道路補修工事費といたしまして740万円、草刈り等賃金といたしまして1,120万円を計上しておるわけでございます。

また、4総合支所に予算化している町道等における小規模の維持工事費といたしまして、各150万円と原材料費各100万円、また小規模施設整備事業補助金100万円も、地域の皆さんの労力と財源的な負担は出てまいるわけでございますけれども、道路等の補修改良も対象としておりますので、以上が町道等の維持管理に充てられる財源ということになります。

このうち、道路維持管理工事費につきましては、漁港、海岸保全施設の維持管理と同様に、現予算で地域からの要望等にすべておこたえすることは困難でございますので、緊急度の高い箇所から対応するなど、現予算の範囲内で実効ある管理に努めてまいるのはもちろんでございますが、総合支所予算の小規模補修工事費や、あるいはまた原材料費なども活用していただきまして、できるだけ地域からの要望にこたえるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、3番目の御質問で漁業振興についての質問でございますが、御質問の投石を中心とした漁場造成事業につきましては、定着性の生物のナマコとかタコとかサザエ、アワビ、ウニ等がございますが、それらを対象魚種として合併前の旧4町におきましては旧沿岸漁業構造改善事業、あるいはまた沿岸漁場整備開発事業等によりましてそれぞれ計画的に実施をされてきております。一番近いものでも、平成11年度まで実施をされております。

しかし、それ以降合併までに新たに計画されたものはなく、合併時において新町建設計画として周防大島町に引き継がれた事業計画はありません。したがって、現在町の総合計画を含む諸計画に計画されている事業はないわけでございます。

なお、投石以外の漁場造成事業といたしましては、広域漁港整備事業によりまして平成14年度から平成23年度までの10年間の計画で、東和の白木地区、油田地区において、魚礁設置による漁場の整備を進めているところでございます。

以上で御答弁といたします。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 国道437号線の観光に関しては、主幹線である437号線を国に陳情し、整備をしていきたいということですが、437号線沿いの旧久賀地区の岬灯台の辺のごみ処分場、最終処分場だろうと思うんですが、あの辺のフェンスが大きく海側に傾いて景観を損ねているというのを皆さんよく御存じじゃないかと思えます。

最終的には、整備がされるんであろうと思うんですが、とりあえず撤去だけでもできるんじゃないかと思えます。そういった部分のことをひとつお答えいただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 小田議員さんの今の御質問の久賀地域の最終処分場、この処分場につきましては、平成19年度をもって閉鎖予定でございます。

したがって、その覆土等の整備が当然必要になってまいります。その計画の中で今のフェンスにつきましては、今撤去したらという御指摘ございましたが、撤去するのがいいのかそれとも復元するのがいいのか、また当然県等と協議いたしまして通常の、その前後にガードレールがございますがそういったガードレールにかえるのがいいのか、そのあたりも含めて検討させていただきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 2番目の道路、漁港等の維持管理についてですが、大変要望の多い中でのなかなかすべてがこたえていけないというのが現状であろうかと思えます。

そういった中でも、今年度水道料金の改定は行いましたし下水道料金等も検討に入っているというふうに聞いておりますが、町民の直接、日ごろ使う道路や港そういった部分については必要がないというところまですべてをやってほしいというわけではありませんが、最低限度の維持管理というのは常に考えて進めていってほしいと思います。

3番目の漁場造成についてですが、新町計画にはのっていないというようなお答えですが、漁場、投石のみにかかわらず前年までにたしか県事業での藻場造成等を行ってきたと思えます。

県の事業で、20年からの県事業でまた同じような事業が計画されている中で、周防大島町には新、今手を挙げていないというような答え、お話も県の方から聞いて、この苦しい漁業情勢の中で幾ら財政が厳しいからといって柳井市、岩国市が漁場造成に県の事業として参加するのに周防大島町だけ参加、手を挙げてないというのはどうかと思えますが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 2点ほどお答えいたします。最初に、維持管理の必要な経費ということでございますが、町長が申し上げましたとおり、維持管理上補修等が必要な箇所、それと要望箇所はかなりありまして、これらを現予算、当初予算内で対応することは当然困難であります。

ちなみに、平成17年度の漁港の施設管理当初予算でございますが、これは500万円ございました。補正等を行ないまして、最終的には約1,500万円の実績となっております。

平成18年度、同じく漁港の施設管理費でございますが、当初予算1,000万円ございましたが、補正等を行ないまして最終的には約1,440万円の実績になるかと思っております。

これらの補修等につきましては、性質上単独町費での実施というふうになりますが、安全性、危険性を考慮して危険度の高い箇所から対応しているのが実情でございます。

なお、財政状況を考慮いたしまして、これが単県の補助事業にのることができないか、あるいは災害復旧事業で採択できないかということも含めて対応を検討していきたいと思っております。

次に、石材を投石し藻場を造成する事業についてでございますが、500キログラム内外の石材を投入し、投石いたしまして藻場を造成する事業というのが、県営の水産基盤整備事業で実施される予定ということは承知をいたしております。平成19年度が調査計画ということで、平成20年度から27年度の8年間で実施される予定でございます。

全体事業費といたしましては、本町が参加した場合には6億円程度になるかと聞いておりま

す。事業費の負担といたしましては、国が10分の5、県が10分の4、市町が10分の1の負担金となります。

本町が参加するかどうかということにつきましては、地元の要望を踏まえて、また関係市町の動向を踏まえて、関係市町といいますと大畠町が柳井市と合併をし、由宇町が岩国市と合併をいたしましたので柳井市と岩国市のこの2市になりますが、この動向を踏まえて、さらには本町の財政状況を踏まえて今後検討していきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 検討をぜひしていただきたいんですが、10分の1の予算で県が特に進めていこうというふうな事業でございます。18年度までの事業と同様にこの柳井広域圏で漁業関係者は大変期待をしている事業でございますので、ぜひ岩国市、柳井市ともども周防大島町も手を挙げて進めていっていただきたいと思います。

いずれの質問にいたしましても、大きな期待、これもあれもやってくれというような部分ではありません。一般町民が一番最低限度必要なことのみをお願いしておりますので、今後19年度20年度予算につきましても、計らいをいただきまして進めていただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 以上で小田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。10時40分まで休憩いたします。13分間でございます。10時40分までです。

午前10時27分休憩

.....
午前10時40分再開

議長（新山 玄雄君） そろいましたので会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。次に、17番、魚原満晴議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 魚原です。私は、今期定例会におきまして2点にわたり質問させていただきます。

第1点は、一般廃棄物最終処分場並びにリサイクルセンターについてであります。両施設とも、旧町からの長年の懸案でありました施設であります。私も、旧環境衛生施設組合議員として各地の施設見学もさせていただき、この問題には少なからず係ってきましたので、新年度完成を見るということにつきましてはまことに感慨深いものであります。JA山口大島の用地の取得から、隣接地帯の住民の方々の協力も取りつけ、財源の確保と執行部の努力に敬意を表するものであり

ます。

新施設は、ドーム型の最新鋭の施設で、住民の方々にも十分安心していただける施設ですが、唯一今後の施設運営管理費について明確な費用の公表がされておりません。財政が厳しい折、施設の運営管理にはできるだけ経費をかけないことが大事であります。

しかし、大きな施設であり職員で管理できるのか、どのような運営をされるのかお伺いいたします。直営にしても委託にしても、当然人員も必要となるでしょうが、できるだけ地元雇用をお願いしたいと思いますが、運営の方針についてお伺いいたします。また、その費用についてはどのような試算をされているのかお伺いいたします。

第2点は、行政改革についてであります。財政が厳しい折、町民の皆様にも負担増をお願いしなければならないことも多い中、町長を初め職員の報酬や給与、手当の削減や今年度から6施設、ハワイ移民資料館、陸奥記念館、片添関係施設、八幡生涯学習村、竜崎温泉、道の駅について、公募による指定管理者制度になり、指定管理が始まり相当の経費の削減が報告されております。詳細については、当初予算の概要に示されておりますが、相当な経費の節減や行政改革への取り組みが行われており評価するものであります。

このような取り組みや、行政改革の効果をわかりやすく広報などで公表し、町民にも厳しい財政の状況の中で町としての取り組みについて御理解をいただくべきではないかと思いますが、執行部のお考えを伺います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 魚原議員さんのリサイクルセンターと最終処分場の運営についての御質問にお答えをいたします。

本事業は、御承知のとおり大島郡旧4町の最終処分場が逼迫をしたということから、リサイクルの推進と環境に優しい処分場を建設するために計画を進めてまいったわけでございます。

最終処分場は、迷惑施設であるということもありまして計画も難航いたしました。幸いなことに地権者の御協力によりまして長年の懸案でありました両施設も本年11月の末に完成の運びとなったわけでございます。これも、ひとえに議員各位並びに関係者の皆様の御理解と御協力の賜物でありまして、ここにこの席を借りまして厚くお礼を申し上げます。

さて、質問の運転管理体制につきましては、大きく分けまして町の職員ですべてを管理をするいわゆる直営方式と、すべての作業を民間にお願いをいたします民間委託方式、そして直営と民間委託を併用する方式があります。

参考までに申し上げますと、岩国市の場合は民間委託方式、田布施町と平生町で組織をする熊南総合事務組合の場合は直営と民間の併用方式、それから山口市の場合は運転管理は直営で、缶とペットボトルの選別についてはシルバー人材センターを活用しておるわけでございます。

本町の場合、どのような運転体制によりまして施設管理をするか現在協議中でございますけれども、魚原議員の御指摘のように、地元雇用を含め運転にかかる経費は最小で、最大の成果が得られるような体制について検討する必要があるものと考えております。

それから、2番目の行政改革の取り組みでございますが、本町の行政改革の取り組みにつきましては、行政改革大綱及び実施計画を平成17年12月の2日、外部の有識者10名で組織をいたします行政改革推進委員会から答申をいただいた上で策定をし、町のホームページで公表しております。

また、行革大綱に基づく集中改革プランにつきましても、平成17年12月26日から1月16日までの間においてパブリックコメントを行った上で、これらの御提言を踏まえ平成18年2月14日集中改革プランを策定をいたしまして、パブリックコメントの内容とあわせまして町のホームページで公表しているところでございます。

また、先般行政改革推進委員会に対しまして、平成17年度及び平成18年度の行政改革実施計画及び集中改革プランへの取り組み状況及びその成果を報告し、御意見をいただいたところであります。

現在、委員会の意見の取りまとめ作業を行っております。この取りまとめができ次第、行革大綱、集中改革プランの成果及び今後の取り組み方針、さらには財政効果の見込み額を町のホームページ及び各総合支所の窓口で公表することとしております。

また、財政状況の公表についてであります。本年1月に総務省におきまして、地方公共団体の総合的な財政情報の開示についての指針が示されました。平成17年度の決算状況をもとに、町のホームページ等で公表、都道府県、総務省においてもこれを取りまとめまして公表することとなっております。その内容は、特別会計を含めた各会計の財政状況、関係する一部事務組合の財政状況、第三セクター等の経営状況、財政力指数、実質公債比率等の財政指数であります。

次に、平成19年度当初予算における行政改革の取り組みの成果について申し上げますと、定員適正化を図るための職員退職不補充による約5,900万円、給与の適正化を図るための特別職報酬見直しにより約1,200万円、期末勤勉手当や住居手当等の見直しにより約3,200万円、さらには各種施設管理経費削減を図るための公募による指定管理者選定により約2,600万円の経費の節減を行っております。一方、歳入におきましても、滞納整理対策の強化により約600万円、住民負担の適正化を図るため、水道料金の改定により5,000万円の徴収を見込んでおります。

なお、議員さんの御指摘のとおり、住民の皆様には町の行革への取り組み及び財政状況について御理解いただくことは大変重要なこととあります。町の執行部と議会が一体となって住民に説明をし、御理解を求めていく必要があると考えております。

今後とも、広報やあるいはホームページ等によりましてわかりやすい形で周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思ひます。

議長（新山 玄雄君） 魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 1点目ですが、今町長さんの御答弁で、最小最大限の経費でやっていたらということ、私も住民の人によく聞かれることは雇用問題であり、人員が必要になったときには地元雇用を最優先でよろしく願い申し上げ、よろしく願いいたします。

2点目ですが、住民にわかるように行政の方は一生懸命やっている、住民にはわからない。というより、ホームページは見るものは見ますがお年寄りなんかはホームページとか等は見ませんから、なるべく広報などでお知らせを願えればと思ひております。よろしく願いいたします。これで質疑終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で魚原議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、16番、広田清晴議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の一般質問も広い意味で言えば、基本的には国の悪政をどうとらえるか、そしてまたその中からでも独自の地方自治体としてのあり方、これをどうつくっていくのかという点で本質的には問うていきたいというふうに思ひます。

御承知のように、まず第1点、通告しております町民負担の状況について、2006年度並びに2007年度という通告をしております。この点では、やはり小泉内閣が行ったいわゆる住民いじめの政治、これが地方自治体にも大きく係っておるといふ点であります。

とりわけ住民税関係、そしてまたそれに伴う雪だるま式の増税になると言われたいわゆる国民健康保険税、介護保険税、それらの引き上げ、介護保険で1,800万円とも言われておりますし、年間です。そしてまた、国民健康保険税では世帯当たり2万円という引き上げの状況、そして町税関係では圧縮等で6,000万円余りの引き上げになったんじゃないかというふうに言われております。これらをやっぱりきちっととらえていただきたい。その上で施策に反映していただきたいというふうに考えます。とりわけ通告の関係では、税務課関係で直近の資料があればまず報告をお願いしたいというふうに思ひます。

次に、福祉関係であります、実際的に昨年度、今年といふゆる検診料そして負担の増、負担の増と言ひますのは各種給食費並びにその他の料金の引き上げ等でかなり、いわゆるサービスそのものが減っているという点が現実なんじゃないかというふうに考えております。

その中で、今2006年度の解約、変更、そして2007年度、今年度も実際的には検診も引き上げられたし、実際的に新年度ですよね。そしてまた料金等も引き上げられたという実態も当然あるかというふうに思ひます。担当課で答弁をお願いしたいというふうに思ひます。

また、水道関係では本会議初日、通年ベースで大体6,000万円ということが言われましたので、それは答弁は結構であります。そういう、それぞれの実態をやっぱり新年度の予算にどう反映されたというのを分析する立場から、改めて問うておきたいというふうに思います。

2点目は、学校の統合問題であります。私は、常々住民の皆さんとよく議論していただきたいということを一貫して主張してまいりました。それはやっぱり、子供たちが将来の担い手であるからであります。

やっぱり、その点では今回、いわゆる沖浦地区で実は不満が非常に大きかったということが私の方に届いております。この点で、他地区のいわゆる協議状況は報告しないでいいですからね、沖浦でなぜそのように不満が多かったかという点をどうとらえているのかという点で聞きたいというふうに思います。他地区の説明はよろしいです。

そしてまた、実際的に説明の中、いわゆる父兄たちとのやり取りの中でもう時間がないんだという言われ方を終始一貫されたということが、不満の大きな部分ではないかというふうに私は思っております。

その点で、実際的に沖浦地区の不満は、いわゆる説明会での不満はどこにあると考えるのか、その点で教育委員会としてどのように考えているかお聞きしたいというふうに思います。

次に、大きな3点目として介護保険認定者のいわゆる障害者認定であります。御承知のように、認定基準は明確に言えば違いますが、実際的にいろんな通達等を見れば首長のいろいろないわゆる認定によって、実際によって大きく違うという点があります。

この点で、町長として実際的にいわゆる親切な対応をする場合、例えば介護認定者に対して認定証交付する。そのことによって、障害者控除が受けられるという事例が自治体によって出ておりますので、その点でどう取り扱おうとするのか聞いておきたいというふうに思います。

次に、資格証明書の発行についてであります。これも、今まで短期保険証のあり方とか資格証明書のあり方については随分論議してきました。また、執行部の方も、実質的ないわゆる強制的な発行はしないという言い方だったと思いますが、一方的な資格証の発行はしないんだということを常々言われております。

それは、先ほど来答弁がありましたようにそれぞれの事情があるからです。ですから、私はこの点でやっぱりきちっとした対応、いわゆる私の言うきちっとした対応というのは、先ほど町長の答弁にありましたようにやっぱりそれぞれ理由があるんで、それを踏まえながらいわゆる対応していただきたいということなんであります。現状の資格証明書の発行の状況、そして短期保険証の発行の状況、これらについて報告を求めたいと思います。

次に、5点目としては、岩国基地をめぐる対応についてでございます。この点でも、経過を含め今日まで議論してきました。どうしても、審議不十分になるので経過については割愛していた

だいて結構です。今回、問いたい点は、防衛施設庁に対するいわゆる住民の怒り、これはわかると思います。

それは、もともと今回の厚木からの移転問題について、小泉首相自身が説明責任を地方自治体の住民や自治体に説明せいというところから出発し、それがほとんどなされないまま中間報告、いわゆる最終報告という流れになって、地方自治体に対する説明も住民に対する説明も私は中間報告から最終決定まではほとんどされてない。ここに今、大きな基地問題のつまづきがあるというふうに考えております。

そういう中で、住民、岩国の住民は住民投票というのを行いました。そして、出された結論をいわゆる首長がそれを実践すれば、今度は金で差別をつけるというやり方です。

御承知のように、岩国市の補助金問題は前段階のS A C O合意というのが閣議決定されまして動きましたね。そういう中で、いわゆる岩国市民の軽減負担だということで一定の補助金を支出しようということが約束でありました。それが、一方的に実際的に削られる。言うことを聞かないから国は削るんだというやり方、これに住民が怒っております。

また、実際的に愛宕山開発にしても、市民感情と相いれない状況が県段階で起こっているということも、住民自治と国のあり方が乖離しておる、ここに大きな怒りがある、この点はニュースを見たらわかるとおりであります。

さて、今回改めて町長に問いたい点は、言われたように防衛施設庁を呼んで住民説明会やられたこと、これは事実として私は認識しております。そういう中で、いち早く閣議決定がされたからという理由だけで、いち早く町長がやむを得ないと、いわゆる政府の施策に協力するという言われ方をしたので住民が不満に思っている、怒りに思っている。この点の認識について、実際的に認識についてどうとらえているのか、この点について聞いておきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 広田議員さんの方から5つの御質問ございますが、2番目につきましては教育長の方から答弁をさせますから、私の方から後の4つについて御答弁をいたします。

まず、町民負担の状況について、平成18年度と平成19年度比較をしての町民負担の状況について、まず税務課関係につきましては、町民税と国保税の改正による負担の軽減につきましてまず御説明を申し上げます。

町民税につきましては、定率減税の全廃、あるいはまた年齢65歳以上の年金控除の激変緩和措置の3分の2課税、税源委譲に伴う税率改正の3項目があります。その対象人員の影響額は、定率減税の全廃によるものが6,200人、金額といたしまして2,750万円、年齢65歳以上の3分の2課税によるもの1,200人で360万円、税源委譲に伴う税率改正によるもの

7,080人で1億3,400万円となっておるわけでございます。

なお、所得税と住民税との人的控除の調整、いわゆる調整控除は7,080人で2,470万円を町民税から控除するもので、減税の要因となっております。これらの増減の合計は2万1,590人、金額にして1億4,050万円の増税となってるわけでございます。

国保税につきましては、町民税と同様に公的年金控除の激変緩和措置3分の2課税の6万円の増加分といたしまして、2,800人で1,060万円の増加となっております。これは、18年度13万円控除が19年度では7万円控除となり、差し引き6万円増加したことによるものでございます。

これらの改正等につきましては、地方税法の改正に伴うものであります。全国一律の改正となっているところでございます。なお、このたびの改正は大きな変化がありますので、国、県とは別に本町におきましても3回にわたりまして広報誌でお知らせをする予定にしておるわけでございます。

それから、2番目は健康福祉関係の町民負担の状況についてお答えをいたします。

まず、平成18年度につきましては、事業の廃止は情島の島民の渡船料の助成、それから脳ドックの検診等4事業でございます。影響額は、予算額で申し上げますと103万2,000円でございます。

廃止の理由は、税源委譲によりまして一般財源化された事業、利用者が少ない事業、当然個人で対応すべきものにつきまして精査をしたものであります。自己負担額の見直しは、食の自立支援、それから各種健診、介護保険料等の6事業でございまして、影響額は2,623万1,000円でございます。

見直しの理由は、介護保険制度及び医療保険制度との公平性に資するための調整並びに介護保険料のように3年ごとに見直しが行われるため、3年間の給付費を見込んだ事業計画によりまして制度に基づき改定をしたものでございます。

次に、平成19年度につきましては、自己負担額の見直しは生きがい活動支援通所等5事業でございます。影響額といたしましては545万4,000円ではありますが、介護保険制度との公平性に資するため、及び国の基準により調整したものでございます。

以上のように、町民負担の見直しにつきましては高齢者福祉事業のように一般財源化されたものの財源が移譲されていないことや、他制度との公平性の観点から調整したものであることを御理解をいただきたいと思っております。

なお、負担の増加だけでなく、児童手当のように拡充されている事業もあることをつけ加えさせていただきます。

学校統合につきましては、先ほど申したように教育長の方から答弁をいたさせます。

介護認定者の障害者の認定についてでございます。高齢者の所得税及び地方税上の障害者控除につきましては、障害者手帳の交付を受けている者のほか、障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けているものが障害者控除の対象になります。

本町では、平成14年8月1日付厚生労働省の事務連絡、高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いについてに基づきまして、65歳以上の方で障害者手帳を取得されていない方から障害者控除対象認定の相談があった場合は、まず障害者手帳の申請について説明をし、全身の機能が衰える状態等で医師が障害者手帳の診断書を作成できない状態にある場合は、障害者控除対象者の認定申請をしていただいております。

なお、平成18年度につきましては、寝たきり老人が1名、知的障害者、これ重度でございますが、に準ずるもの2名を控除対象として認定をしております。

それから、被保険者の資格証明書の発行についてお答えをいたします。

国民健康保険法では、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、疾病、負傷等に関して必要な保険給付を行うということになっております。しかし、滞納者に関しては、政令で定める期間滞納している世帯主に保険証の返還を求めものとする明記をされております。

ここで言う政令に定める期間というのは1年でございますけれども、時効には1年未満でも構わないと書いてございます。保険証の返還がなされたら、被保険者資格証明書を交付すると、また災害その他特別の事情があると認めるときは、被保険者証を交付するとあります。

簡単に申し上げますと、災害その他と区別の事情もないのに1年以上保険税を滞納している人は保険証を返してもらって、被保険者資格証明書を渡すという制度でございます。悪質な場合は、1年未満でも資格証明書を交付できるということでもあります。

この資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることを証明するものですが、通常の保険証ではありませんから病院等の窓口では一たん医療費の全額を支払う必要がございます。後日、申請に基づきまして国民健康保険から返金をする制度でございます。

町といたしましては、できるだけ避けたいと思っておりますが、法律で決められておりますから、本町だけが出すとか出さないとか決めることはできないわけでございます。

なぜこういう制度が法律で規定されたかということではありますが、平成12年4月介護保険制度実施と同時にこの制度が始まったわけでございます。滞納者がふえ続けまして、国民皆保険制度の根幹をなします国民健康保険事業が全国的に存続の危機にあったからであります。

相互扶助で成り立つこの社会保険制度である国民健康保険は、皆さんの保険税で運営されているわけですから、保険税を納めないものがございますとこの保険制度が成り立たなくなるわけでございます。滞納分をだれが補てんしてくれるわけではありませんから、きちんと納めている方々の負担になっているのが現実でございます。

これを許すことは、行政といたしまして甚だしく公平性を欠くと言わざるを得ないわけでございます。断じて看過できないことでもあります。市各証明書の交付は、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、避けてとおれない非常手段と考えております。

次に、資格証の交付件数でございますが、3月12日現在で94世帯、143人に出しております。本町では、資格証明書交付取り扱い基準というものを制定しております。合併前の旧町では、この取り扱いに若干の温度差があったようですが、現在は恣意的にならないように、この取り扱い基準に基づきまして事務を進めております。

基本的には、いきなり資格証にしないというような形で配慮しております。もちろん、滞納者には厳格に対応しなければなりません、この基準の中には特別の事情というものがあります。災害や病気、倒産などの事情がありましたら、やはり相談にも乗りますし、何が何でも保険証を取り上げるといったことはしておりません。人道的な見地から配慮した運用をしておるつもりでございます。

昨年4月から、税務課内に徴収対策班を設置をいたしまして、徴収の努力を続けております。資格証の交付を通じて、できるだけ滞納者と接触する機会を確保いたしまして、納税相談に結びつけていきたいとの考えで実施をしているわけでございます。

滞納の主たる要因といたしましては、昨今の社会的規範の低下があるわけでございます。生活に困窮して払えないという家庭は少ないということも現実のようであります。大変残念なことではありますが、遊ぶ金はあってもそういった税金は払わない者も現実にいるということでございます。

交渉を続けながら、最初は6カ月、3カ月、あるいは1カ月の有効期間の短い保険証を渡しまして、粘り強く納付相談を続けております。それでも、なおかつ相談にも応じないで納付もしないし全く誠意の感じられない方に対しましては、最後の手段といたしましてやむを得ず資格証を出しているような状況でございます。

広田議員さんには、よく御理解いただいているところでございますが、本町の厳しい財政事情を御理解をいただきまして、資格証明書の交付は国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、また加入者間の負担の公平を図るため、国民健康保険税の収納を確保する上での1つの手段であると考えております。これからも、今までどおり公平かつ厳格に運用していく所存でございますので、特段の御協力をお願いをする次第でございます。

それから、最後の岩国基地をめぐる対応についてお答えをいたしますが、岩国基地再編にかかる御質問は昨年9月にもお受けしたところでございます。どのような経緯で今日に至ったかということにつきましては、既に御承知のことと存じますので省略をさせていただきます。

今回の御質問は、防衛施設庁の対応や町長の対応について、町民の不満、怒りをどのようにと

らえているのかということでございます。岩国基地再編につきましては、基地的には議会を初めといたしまして艦載機が来ることにつきましては困るということではありますが、閣議決定がされた以上撤回することはまず考えられないので、そうであるならば後ろに進むことなく前に行く方向がよいのではないかとといった意見や、あるいはまた町民に対する影響を少なくする方策や地域発展に十分な支援をお願いしてほしいという意見が多くあったと理解をしております。

再編計画によって、周防大島町の一部におきまして今まで以上に騒音が広がることに對し懸念をしているものの、閣議決定で政府の方針が明確になった以上、この趣旨を尊重いたしまして、国と関係自治体は、お互いの接点を求めて努力をするという現実的な対応が求められていると考えております。山口県においても、本町と同様なスタンスでありまして、岩国基地の北側にあります和木町、広島県大竹市も同じ状況でございます。

町民の不満、怒りがどのようなものなのか具体的にはわかりませんが、静かな空を守る会の反対署名が6割以上に達しているということで、その数字がそのまま私の対応に対する不満や怒りに結びついているとは思っておりません。飛行機の数が増える、騒音の範囲が広がる、だから静かな空を守りたいということに對しての賛同署名であれば、ほとんどの人が署名するであろうと思います。

だれでも、静かな環境が望ましいと感じているはずでございます。私もそう思います。逆に、飛行機の数が増えてもいい、騒音が増えたらいいから国に對して安全、安心対策を要望してほしいといった署名活動であれば、なかなか署名は集まらなかったと思います。署名活動されている方の御苦勞は理解をしているつもりではあります、

先ほども申し上げましたが、国防は国の専管事項であり、閣議決定がされた以上撤回することはまず考えられないので、そうであるならば後ろに進むことなく前に行く方向がいいのではないかとということが私の考えでございます。

また、防衛施設庁の対応について、町民の不満や怒りとありますが、広島防衛施設局の対応については、今後とも町と連絡を取りながら情報交換を進めることとしております。局においても、可能な限りの情報開示をしてくれるとのことでございます。

しかしながら、日本とアメリカの国防上の機密事項で開示できないものや把握できないものもあるようであります。そのあたりが、町民の不安ということにつながっているのかもしれませんが、住民からの要望があれば再編にかかる説明会に出向くことはやぶさかではないと聞いておりますので、今後とも調整をしながら対応していただけるものと思っております。

また、2月9日に閣議決定された駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案につきましては、このたびの通常国会に提出審議をされまして、議了した後に公表公布をされまして、政令で定める日から施行されるという情報を得ております。あわせまして、政令や省令も整備をされますので、改めて広島防衛施設局においては地元説明会を実施していくと聞いております。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。答弁先に。うん。平田教育長。

教育長（平田 武君） 広田議員の学校統合問題に関する質問についてお答えいたします。議員さんが、これまで学校統合について町民への議論の保証を大切にしながら、時間をかけて統合問題に取り組んでほしいという論を展開されてきたことは十分承知しております。

さて今回、沖浦地区の保護者説明会で説明不足や対応のまずさがあり、父母の不満があったという御質問でございます。教育委員会としては、これまで統合に対する保護者や町民の理解を深めていただくために、情島を除く中学校区ごとの小・中学校の統合問題保護者説明会や、旧町単位での小・中学校統合問題懇談会を行い、町民や保育所、あるいは小・中学校の学校関係者や保護者の皆さんの理解を得ることに努めてまいりました。また、議員さん方には全員協議会において節目ごとに御報告させていただきました。

いずれの会でも、教育委員会としては統合のさまざまな条件を考慮しながら、最善と思われる案を提示しながら御意見をいただくことに努めてまいりました。また、いずれの会場でも公平さを期して同じ資料を使い、同じ内容の説明をしてまいりました。今回の保護者説明会で使用した資料も、議員さんとの全員協議会で用いた同じ資料を用いて説明したわけでありまして。他の会場から説明不足との指摘は伺っておりませんだけに、沖浦地区での説明不足があったという御指摘については残念に思っています。

また、対応のまずさということですが、沖浦地区等から出た保護者会での御意見は、他の地区の統合問題懇談会においてすべての会場で御紹介させていただきました。その後で、各地区での意見をお伺いし、その内容については沖浦地区の代表も参加している大島地区の懇談会でその結果をお知らせするなど、沖浦地区の意見を尊重した取り扱いを心がけてきたと思っております。

今後とも、統合問題については丁寧な対応を心がけたいと思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議長、私の方はね、今町長の答弁の中で一部不穏当な部分があったので、私抹消、議事録抹消を求めたいというふうに思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 暫時休憩してください。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩。

午前11時32分休憩

.....
午前11時54分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

広田議員。

.....

議員（１６番 広田 清晴君） あと１０分弱というそうですので、端的にいきたいというふうに思います。

１つは、福祉部長の方へ答弁いたしますが、実際的に先ほどいわゆる町長の認定すれば障害者福祉も、障害者控除も、障害者控除それも対応できるということでありました。そして報告として３点ありました。３人に対応しとるということですが、実際的に今調べてみますと、かなりの人がいわゆる介護度を持たん人がかなりおられると。

そういう中で、きちっと住民説明をすればもっと多くの皆さん方が他市町村並にいわゆる障害者控除の対象者になるというふうに考えておりますが、実際的にどのように考えるのか、その点をまず聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 実際の要介護認定と障害認定というのは、実際には判断材料が基準が異なるということのように思っております。要介護認定の結果だけで一律に判断することは大変困難な状況でありますので、できる限り申請をしていただきましてその申請に添付する診断書、それに基づきまして国が示しております具体的な認定方法の例、それによりましてこちらもちょうど誠意を持って認定をしていきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） 実際的に、今多くの地方自治体の中で介護保険を受けている方、

認定されている方が障害者控除対象者の認定へという運動は広がっております。

その中でちょっと考えていただいて、答弁いいですが、実際的に要介護認定の際には主治医の意見を含め地方自治体にあるということは明らかだろうと思います。その点をきちっと考慮すべきだと、改めて診断書を取らなくても、実際的には介護認定をする場合その結果に、判定結果についてそれぞれ書類が地方自治体にあるわけです。

それを、きちっとやっぱり正しくして住民に知らしていくこと、そのことによっていわゆる障害者控除の対象者になれるということは明らかですから、ぜひそういう立場で運営をしていただきたいと。これはこの点を述べたいと思います。

次に、もう1点。実際的に、先ほど町長の方から税に伴う部分の改定、いわゆる改定に対する答弁がありました。ほいで、その中で国民健康保険税等について18年度の改定分について、私は世帯当たり2万円を超える状況ではないか、それが引き続いてるんじゃないかというふうに思っておりますが、実際的に18、19と2万円と、やっぱり国民健康保険税が重たくなっているという実態は、国だけじゃあなしに実際的に4つの改定、いわゆる均等割、平等割、資産割、そして世帯割ですか、ごめんなさい。4つの部分がそれぞれ上がることによって、2万円余りの負担増になっているんじゃないかと、1年間ですね、いうふうに思うとるんですが、その分の答弁がかみ合わなかったんで、税務課長の方からきちっと答弁していただきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 国保税の昨年度の改正に伴う予算への反映につきましては、公的年金の控除、これは65歳以上の控除が140万円から120万円に20万円下がりました。

これにつきまして、3年間で激変緩和を講じるということで、18年度は13万円の控除でございますが19年度は7万円の控除ということで、6万円増加をいたしております。これの影響額が2,800人、1,600万円の増加ということでございます。これは最後の激変緩和が次の年にも起こりますので、同じような数字が上がってまいろうかと思えます。

18年度と19年度を比較したときに、2万円の差があるということでございますが、これにつきましてはこの所得割にこの、所得の激変緩和による控除かと思われております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） どうも答弁と質疑がね、かみ合わなかったらいけんのんでもう1回言うときですが、一応18年度の国民健康保険税の改定、町独自の部分でいわゆる世帯当たり、1世帯当たり2万円を超える負担増があるんじゃないかと。

それが、いわゆる新年度19年度も引き続き2万円を超える、いわゆる世帯当たりの引き上げ

額につながってるんじゃないかという点で言いよるわけなんです。実際的に、それは私は客観的な部分じゃないかというふうに思いますので、その点は答弁いいですからきちっとしておきたいというふうに思います。

ほじゃけえ、例えばもし答弁するんじやったら世帯当たりで幾ら、いや答弁したそうなんじゃけえ、ほじゃけ世帯当たりで幾ら、実際的にはいわゆる4つにわたって引き上げましたよね、その額が幾らになるのかいうことを答弁してもらえばこっちはいいです。はい。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 先ほど、議員さん御質問の2万円でございますけれども、これにつきましては17年度と18年度を比較したときに2万円の差がございます。18年度と19年度を比較したときには先ほどの差でございますので、お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう時間がないようですが、実際的に私の方はあくまで17年度を基準に18年度もこれだけ上がりましたと、19年度も同じようにね、17年度と比較したらこんだけ上がってますよという念押しなんです。決して私が、今年度、18年から19年にかけてこんだけ上がったという言い方で問いよるんじゃないんです。その点を御理解いただきたいというふうに思います。

あと、今回も確かに、地方自治体の財政というのは非常に厳しいというのは私自身もわかっています。だれよりも、やっぱり私自身が分析力をつけにゃいけんと言うことで努力させてもらっております。

しかし、いわゆる全協の中で夕張という意見が出ましたが、私の心配は夕張を前提にする余り何と言いますか歳入歳出のあり方で、最後に考えるのはやっぱり住民民生分、これをやっぱりきちっととらえていかんと、いろんな施策がありますが施策で終始しちよって、財政が厳しいからといってそこへばっかりひずみがいったら非常に困るよと。

ほいで、やっぱりそれはまずいんじゃないんですかという立場からきちとしちよかんと。そうでないと、やっぱり国がこれだけ不公正な税制を続けながら地方自治体と住民に圧迫をかけよるとするのは事実ですから、やっぱりそんな中でもいわゆる支出の方向としてはいろんなことしたいかもわからんが、やっぱり第一にする部分、それはやっぱり民生分をきちっと守るとか環境衛生部分をきちっと守るとか、そういうところにぜひ置いていただきたいということを全体の、いわゆる一般質問を通じて述べて最後にしたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 以上で広田議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

. . .

議長（新山 玄雄君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。次の会議は3月22日午前9時30分から開きます。

午後1時16分散会